

中期計画（案） 修正事項一覧表

修正案	第4回試験研究分科会（H18,2,15）
<p>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条の規定に基づき、東京都知事から指示を受けた平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間における地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。</p> <p>・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p><u>産技研が、東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与するためには、中小企業のニーズ及び最新の技術動向等の把握に努め、これらに基づいた中小企業への技術支援を推進することが重要である。</u></p> <p><u>このため、産技研は、これらのニーズ等に基づき、施設及び設備機器を整備し、最大限に有効活用するとともに、人材の採用・育成に努め、自らの技術力向上と支援体制の強化を図る。</u></p> <p><u>これにより、新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援、試験及び技術相談等の技術協力、計画的な研究開発とその成果等の技術移転を実施し、東京の産業の活性化と競争力強化を支援する。</u></p> <p>1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進 創業の活発化や中小企業の新規事業分野への進出拡大を促進することによって東京の産業の活性化に寄与するため、企業が抱える技術的・経営的課題の解決に資する支援を実施し、事業化を促進する。</p> <p>また、事業化支援の機能を向上させるため、産技研は、自ら実施する技術支援策に加え、財団法人東京都中小企業振興公社や他の試験研究機関、大学や企業と連携した支援を実施する。</p> <p>（1）製品化支援 ～ 変更なし</p>	<p>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条の規定に基づき、東京都知事から指示を受けた平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間における地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。</p> <p>・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p><u>産技研は、中小企業のニーズや最新の技術動向等に基づいた技術支援を実施するため、施設や設備機器を最大限に有効活用するとともに、人材の採用・育成に努め、自らの技術力向上と支援体制の強化を図る。</u></p> <p><u>この経営資源を基に、新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援、試験及び技術相談等の技術協力、計画的な研究開発とその成果等の技術移転を実施し、東京の産業の活性化と競争力強化を支援する。</u></p> <p><u>また、提供するサービスの向上を図る施策を積極的に実施する。</u></p> <p>1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進 創業の活発化や中小企業等の新規事業分野への進出拡大を推進することによって東京の産業の活性化に寄与するため、企業が抱える技術的・経営的課題の解決に資する支援を実施し、事業化を推進する。</p> <p>また、事業化支援の機能を向上させるため、産技研は、自ら実施する技術支援策に加え、財団法人東京都中小企業振興公社や他の試験研究機関、大学や企業と連携した<u>施策により効果的な支援を実施する。</u></p> <p>（1）製品化支援 ～ 省略</p>

修正案	第4回試験研究分科会（H18,2,15）
<p>「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネートや機器利用指導などの支援体制を整備する。</p> <p>(2) 産学公連携等の推進 ～ 変更なし</p> <p>特に、首都大学東京と産業技術大学院大学については、共同研究の促進や人事交流等の産学公連携の強化に努める。産業技術大学院大学のPBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング：問題設定解決型学習法）については、実施する場の提供と人的支援を行い、産業界の人材育成に協力する。</p> <p>業種を超えて個々の企業が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流については、30企業程度からなる交流会を毎年1グループ立ち上げ、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。</p> <p>変更なし</p> <p>(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援 変更なし</p> <p>(4) 知的財産権の取得及び活用の促進 変更なし</p> <p>2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進 中小企業等において、試験研究のための機器の整備や新技術を活用した製品開発等を自らの力で実施するには、技術的・資金的な課題が多い。そこで、産技研は、研究開発等で培った専門的知識と、中小企業二一ズ</p>	<p>「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネートや機器利用指導などの技術面でのサポートを実施する体制を整備する。</p> <p>(2) 産学公連携等の推進 ～ 省略</p> <p>特に、首都大学東京と産業技術大学院大学については、共同研究の促進や人事交流を含め、産学公連携の強化に努める。産業技術大学院大学のPBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング：問題設定解決型学習法）については、実施する場の提供と人的支援を行い、産業界の人材育成に協力する。</p> <p>業種を超えて個々の企業が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流については、交流会を毎年立ち上げ、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。</p> <p>省略</p> <p>(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援 省略</p> <p>(4) 知的財産権の取得及び活用の促進 省略</p> <p>2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進 中小企業等において、試験研究のための機器の整備や新技術を活用した製品開発等を自らの力で実施するには、技術的・資金的な課題が多い。そこで、産技研は、研究開発等で培った専門的知識と、中小企業二一ズ</p>

修正案	第4回試験研究分科会（H18,2,15）
<p>等に基づいて計画的に整備・更新する試験研究設備及び機器を活用した各種試験や技術相談を実施し、製品の品質・性能の評価や証明、事故原因究明、法規制対応等の技術的課題解決のための技術協力を推進する。</p> <p>（１）依頼試験 製品等の品質・性能の評価や証明、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。依頼試験では、以下の取り組みにより、信頼性の高いデータの<u>迅速な提供及び利用者の利便性向上を図る。</u></p> <p>国際的に通用する証明書の発行が可能な、計量法校正事業者登録制度（JCSS）への登録を行い、依頼試験事業の信頼性向上を図るとともに、中小企業の海外取引支援に活用する。</p> <p>変更なし</p> <p>JIS等に規定が無い、個別の試験の要望に柔軟に応えるため、オーダーメイド試験を新たに実施する。</p> <p>試験・分析機器の校正管理及び依頼試験に関するデータを管理する組織を新たに設置し、機器精度の確保と品質保証体制の確立を図る。</p> <p>中小企業のニーズ等に基づき、試験研究設備及び機器を計画的に導入・更新する。 これにより、新たな試験項目の実施や試験精度の向上を図る。</p> <p>依頼試験は平成22年度実績85,000件以上を<u>目標とする。</u></p>	<p>に基づいて計画的に整備・更新する試験研究設備及び機器を活用した各種試験や技術相談を実施し、<u>中小企業等が製造する製品の品質・性能の評価や証明、事故原因究明、法規制対応等の技術的課題解決のための技術協力を推進する。</u></p> <p>（１）依頼試験 製品等の品質・性能の評価や証明、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。依頼試験では、以下の取り組みにより、信頼性の高いデータの<u>提出や成績書の発行を迅速に実施し、企業の技術開発・製品開発を支援する。</u></p> <p>国際的に通用する証明書の発行が可能な、計量法校正事業者登録制度（JCSS）への登録を行い、依頼試験事業の信頼性向上を図るとともに、<u>中小企業等の海外取引への支援に活用する。</u></p> <p>省略</p> <p>JIS等に規定が無い、個別の試験の要望に柔軟に応えるための<u>オーダーメイド試験を新たに実施する。</u></p> <p>試験・分析機器の校正管理及び依頼試験に関するデータを管理する<u>部門</u>を新たに設置し、機器精度の確保と品質保証体制の確立を図る。</p> <p><u>中小企業等のニーズに基づいて</u>試験研究設備及び機器を計画的に導入・更新する。 これにより、新たな試験項目の実施や試験精度の向上を実現する。</p> <p>依頼試験は平成22年度実績85,000件以上の<u>実施を目標とする。</u></p>

修正案	第4回試験研究分科会（H18,2,15）
<p>(2) 技術相談 中小企業に対し、職員の専門的な知識を活用した技術相談を実施し、製品開発支援や技術的課題の解決を図る。生産現場での支援が必要な場合は、<u>職員を現地に派遣する。</u> なお、産技研の保有していない技術については、専門知識を有する外部専門家を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。 また、ITを活用した遠隔相談の実施を検討する。 技術相談は平成22年度実績70,000件以上を目標とする。</p> <p>(3) 業界団体等への技術協力 業界団体等との業種別交流会を通じて、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。 また、中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る。 更に、これらを通じて把握した業界や中小企業のニーズを迅速に事業に反映させる仕組みを整備する。</p> <p>3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施 経済のグローバル化の中においても東京の産業が発展・成長していくためには、中小企業の生産活動の基本となるものづくりの基盤技術分野と、<u>今後の成長が見込まれる技術分野の技術力強化が重要である。</u> このため、産技研は、中小企業支援に係る国や東京都の施策及び中小企業のニーズや最新の技術動向等の把握により、今後の発展・成長が期待でき、中小企業が強化を図る必要がある技術分野を選定し、重点技術分野として定める。 なお、中期計画期間当初においては、<u>ナノテクノロジー、IT、エレクトロニクス、システムデザイン、環境、少子高齢・福祉、バイオテクノロジーの7分野を重点技術分野とする。</u> 産技研は、<u>基盤技術分野とこの重点技術分野について研究開発を計画的に実施し、その成果を産技研の技術力向上と中小企業の技術力・競争力強化のための支援に活用する。</u> また、緊急の課題に対する研究テーマの設定についても柔軟に対応していく。 中期目標期間における研究開発の取組の方向性を別紙1に示す。</p>	<p>(2) 技術相談 中小企業等に対し、職員の専門的な知識を活用した技術相談を実施し、製品開発支援や技術的課題の解決を図る。生産現場での支援が必要な場合は、<u>職員を派遣して、現地において技術支援を実施する。</u> なお、産技研の保有していない技術分野については、専門知識を有する外部専門家を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。 また、ITを活用した<u>庁舎間の遠隔相談の実施</u>を検討する。 技術相談は平成22年度実績70,000件以上の実施を目標とする。</p> <p>(3) 業界団体等への技術協力 業界団体等との業種別交流会を通じて、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。 また、中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図るなどの技術支援を行う。 更に、これらを通じて把握した業界や中小企業のニーズを迅速に事業に反映させる仕組みを整備する。</p> <p>3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施 経済のグローバル化の中においても東京の産業が発展・成長していくためには、中小企業の生産活動の基本となる<u>基盤技術の向上と、今後の発展が見込まれる分野の技術力強化が重要である。</u> このため、産技研は、中小企業支援に係る国や東京都の施策及び中小企業のニーズや最新の技術動向等の把握により、今後の発展・成長が期待でき、中小企業等が強化を図る必要がある技術分野を選定し、重点技術分野として定める。 研究開発は、<u>基盤技術に加えてこの重点技術分野について計画的に実施し、それによって依頼試験や技術相談等の質の向上を図っていくものとする。</u> なお、中期計画期間当初においては、<u>ナノテクノロジー、IT、エレクトロニクス、システムデザイン、環境、少子高齢・福祉、バイオテクノロジーの7分野を重点技術分野とする。</u> また、緊急の課題に対する研究テーマの設定についても柔軟に対応していく。 中期目標期間における研究開発の取組の方向性を別紙1に示す。</p>

修正案	第4回試験研究分科会（H18,2,15）
<p>(1) 基盤研究 中小企業のニーズ等に迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため、試験技術及び評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一步先の技術の提供、職員の技術レベルの向上などに資する研究を、基盤研究として実施する。 この基盤研究の成果の蓄積は、新技術やその実用化技術の開発など、全ての研究・支援事業の礎となるものであるため、継続的に基盤研究を実施していく。 基盤研究は以下のような視点からテーマを設定し、研究を実施する。</p> <p style="text-align: center;">～ 変更なし</p> <p>(2) 共同研究 企業や業界団体、大学、他の試験研究機関等と協力し、それぞれが持つ技術とノウハウを融合して、応用研究や一步進んだ技術の実用化・製品化に向けた実用研究を推進することにより、効果的かつ効率的な研究成果の実現を図る。 研究テーマは年度当初の設定を基本とするが、緊急の要請に対応するために年度途中のテーマ設定も可能とする。</p> <p>(3) 外部資金導入研究・調査 変更なし</p> <p>提案公募型研究 産技研の基盤研究成果の発展及び外部技術との融合により大きな成果を導き出すことを目的として、提案公募型研究に積極的に応募していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術開発の要素が大きい経済産業省の提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指す。 ・ 文部科学省の指定機関となるための条件を整備し、科学研究費補助金等の獲得を目指す。 ・ 未利用外部資金の調査を行い、提案可能なものを抽出して積極的な提案を実施する。 	<p>(1) 基盤研究 産技研を利用する中小企業のニーズへ迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため、試験技術及び評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一步先の技術の提供、職員の技術レベルの向上などに資する研究を、基盤研究として実施する。 この基盤研究の成果の蓄積は、新技術やその実用化技術の開発など、全ての研究・支援事業の礎となるものであるため、継続的に実施していく。 基盤研究は以下のような視点からテーマを設定し、研究を実施する。</p> <p style="text-align: center;">～ 省略</p> <p>(2) 共同研究 企業や業界団体、大学、他の試験研究機関等と協力することにより、それぞれが持つ技術とノウハウを融合して、境界領域の応用研究や一步進んだ技術の実用化・製品化に向けた実用研究を推進することにより、効果的かつ効率的な研究成果の実現を図る。 研究テーマは年度当初の設定を基本とするが、緊急の要請に対応するために年度途中のテーマ設定も可能とする。</p> <p>(3) 外部資金導入研究・調査 省略</p> <p>提案公募型研究 産技研の基盤研究に基づく成果や外部技術との融合により大きな成果を導き出すことを目的として、提案公募型研究に積極的に応募していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術開発の要素が大きい経済産業省の提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指す。 ・ 文部科学省の指定機関となるための条件を整備し、科学研究費補助金等の獲得を目指す。 ・ 未利用外部資金の調査を行い、提案可能なものを抽出して積極的な提案を実施する。

修 正 案	第4回試験研究分科会（H18,2,15）
<p>変更なし</p> <p>(4) 研究評価制度 変更なし</p> <p>4. 研究成果の普及と技術移転の推進</p> <p>(1) 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催 変更なし</p> <p>(2) 職員の派遣 高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。 なお、職員の派遣については、<u>広範かつ弾力的に実施する。</u></p> <p>(3) 各種広報媒体を活用した情報提供 中小企業における生産活動や製品開発等に資することを目的として、産技研の事業や研究成果及び所有機器、<u>新たな法規制等の情報を積極的に提供</u>する。 情報提供は、メールやホームページ、刊行物を活用して最新情報の速やかな提供に努める。</p> <p>(4) 展示会等への参加 変更なし</p> <p>5. 情報セキュリティ管理と情報公開</p> <p>(1) 情報セキュリティの管理 情報管理体制を整備し、<u>セキュリティポリシーを策定</u>するとともに、情報システムのセキュリティ対策や帳票類の適切な管理等の実施により個人情報等の保護に努める。 また、職員の職務上知り得た秘密の守秘義務を徹底するため、規定を整備するとともに職員研修の充実を図る。</p>	<p>省 略</p> <p>(4) 研究評価制度 省 略</p> <p>4. 研究成果の普及と技術移転の推進</p> <p>(1) 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催 省 略</p> <p>(2) 職員の派遣 高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。 なお、職員の派遣については、<u>法人独自の派遣規定を設け、広範で弾力的な派遣が実施できるようにする。</u></p> <p>(3) 各種広報媒体を活用した情報提供 中小企業における生産活動や製品開発等に資することを目的として、産技研の事業や研究成果、所有機器、<u>新たな法規制等の技術情報</u>を積極的に提供する。 情報提供は、メールやホームページ、刊行物を活用して最新情報の速やかな提供に努める。</p> <p>(4) 展示会等への参加 省 略</p> <p>5. 情報セキュリティ管理と情報公開</p> <p>(1) 情報セキュリティの管理 情報管理体制を整備し、<u>セキュリティポリシーを制定</u>するとともに、情報システムのセキュリティ対策や帳票類の適切な管理等の実施により個人情報等の保護に努める。 また、職員の職務上知り得た秘密の守秘義務を徹底するため、規定を整備するとともに職員研修の充実を図る。</p>

修正案	第4回試験研究分科会（H18,2,15）
<p>(2) 情報公開 変更なし</p> <p>・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 組織体制及び運営</p> <p>(1) 機動性の高い組織体制の構築 多様な技術ニーズや、緊急の技術的課題に迅速に対応するため、状況に応じて組織体制を柔軟に再編するなど、組織の機動性を高め、各事業の効率的な執行を確保する。</p> <p>(2) 職員の能力開発 依頼試験や技術相談等、中小企業支援の実施に必要な基盤技術及び先端技術並びに法規制等の知識を向上させるため、研究・研修等を通じた職員の能力開発に努めるとともに、産技研の機能向上や技術動向等を踏まえた長期的視点からの人材育成も行っていく。</p> <p>(3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入 客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築し、適切な評価を行う。 あわせて、能力・業績主義に基づく任用・給与制度を導入し、業績評価結果を処遇や人員配置に適切に反映する。 業績評価の実施にあたっては、職員の意欲の向上、業務遂行能力の向上を十分に実現できるように配慮する。</p> <p>(4) 企画調整機能の強化 変更なし</p> <p>(5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映 変更なし</p>	<p>(2) 情報公開 省略</p> <p>・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 組織体制及び運営</p> <p>(1) 機動性の高い組織体制の構築 多様な技術ニーズや、緊急の技術的課題に迅速に対応するため、状況に応じて組織体制を柔軟に再編するなど、組織の機動性を高める。 また、事業動向を踏まえ、人員体制も含めた組織の見直しを随時実施し、各事業の効率的な執行を確保する。</p> <p>(2) 職員の能力開発 依頼試験や技術相談等、中小企業支援の実施に必要な基盤技術及び先端技術並びに法規制等の知識を向上させるために研究・研修等の機会を与えて、職員の能力開発に努めるとともに、産技研の機能向上や技術動向等を踏まえた長期的視点からの人材育成も行っていく。</p> <p>(3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入 客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築し、適切な評価を行う。 あわせて、能力・業績主義の任用・給与制度を導入し、業績評価結果を処遇や人員配置に適切に反映する。 業績評価の実施にあたっては、職員の意欲の向上、業務遂行能力の向上を十分に実現できるように配慮する。</p> <p>(4) 企画調整機能の強化 省略</p> <p>(5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映 省略</p>

修正案	第4回試験研究分科会（H18,2,15）
<p>2．業務運営の効率化と経費節減</p> <p>(1) 業務の適切な見直し 意思決定の迅速化、事務手続きの簡素化、重複業務の<u>見直し等</u>を目的として業務内容と運営方法を随時見直し、管理的経費の削減に努める。 及び 変更なし</p> <p>(2) 情報化の推進 業務運営、財務会計、人事・給与、庶務等に関する新たな情報システムを構築して<u>本部及び各支所</u>をオンラインで結び、庁舎間、部署間における情報の共有化、ペーパーレス化を進め、業務を効率化する。</p> <p>(3) 業務運営全体での効率化 変更なし</p> <p>(4) 資産の適正な管理運用 変更なし</p> <p>(5) 剰余金の適切な活用 変更なし</p>	<p>2．業務運営の効率化と経費節減</p> <p>(1) 業務の適切な見直し 意思決定の迅速化、事務手続きの簡素化、重複業務の<u>削減等</u>を目的として業務内容と運営方法を随時見直し、管理的経費の削減に努める。 及び 省略</p> <p>(2) 情報化の推進 業務運営、財務会計、人事・給与、庶務等に関する新たな情報システムを構築して<u>各庁舎</u>をオンラインで結び、庁舎間、部署間における情報の共有化、ペーパーレス化を進め、業務を効率化する。</p> <p>(3) 業務運営全体での効率化 省略</p> <p>(4) 資産の適正な管理運用 省略</p> <p>(5) 剰余金の適切な活用 省略</p>

修正案	第4回試験研究分科会（H18,2,15）
<p>・ 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画 別紙2 変更なし</p> <p>・ 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 変更なし</p> <p>2. 想定される理由 変更なし</p> <p>・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 変更なし</p> <p>・ 剰余金の使途 変更なし</p> <p>・ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備の整備と活用 業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。実施に当たっては、東京都からの施設費補助金等の財源を適切に確保し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を行うものとする。 なお、本中期目標期間中に東京都が着手する産技研施設の統合及び再整備と多摩地域の支援施設整備に、積極的に協力し、整備事業を効率的に推進していく。</p>	<p>・ 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画 別紙2 省略</p> <p>・ 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 省略</p> <p>2. 想定される理由 省略</p> <p>・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 省略</p> <p>・ 剰余金の使途 省略</p> <p>・ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備の整備と活用 業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。実施に当たっては、東京都からの施設費補助金等の財源を適切に確保し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を行うものとする。</p>

修 正 案	第4回試験研究分科会（H18,2,15）
<p>2．安全管理 (1) 安全衛生管理体制の整備 変更なし</p> <p>(2) 災害等に対する危機管理体制の整備 変更なし</p> <p>3．社会的責任 (1) 環境への配慮 変更なし</p> <p>(2) 法人倫理 職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないよう、<u>規定</u>を整備するとともに、職員に対する研修を実施する。</p>	<p>2．安全管理 (1) 安全衛生管理体制の整備 省 略</p> <p>(2) 災害等に対する危機管理体制の整備 省 略</p> <p>3．社会的責任 (1) 環境への配慮 省 略</p> <p>(2) 法人倫理 職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないよう、<u>規程等</u>を整備するとともに、職員に対する研修を実施する。</p>

修 正 案	第4回試験研究分科会（H18,2,15）
<p style="text-align: center;">重点分野における研究開発の方向性</p> <p>(1) ナノテクノロジー 変更なし</p> <p>(2) IT 変更なし</p> <p>(3) エレクトロニクス 変更なし</p> <p>(4) システムデザイン 変更なし</p> <p>(5) 環境 VOC削減技術の確立といった環境課題は都市部において集中的に現れている。 安全で持続的発展可能な社会を構築するためには、中小企業の製造工程と製品の新技术にも環境対応型技術開発が必要であるため、環境浄化、環境評価、廃棄物の有効利用技術、<u>環境負荷低減技術</u>、欧州規制への対応、土壌・廃棄物中の有害物質の簡易分析法の開発に取り組む。</p> <p>(6) 少子高齢・福祉 変更なし</p> <p>(7) バイオテクノロジー 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">重点分野における研究開発の方向性</p> <p>(1) ナノテクノロジー 省 略</p> <p>(2) IT 省 略</p> <p>(3) エレクトロニクス 省 略</p> <p>(4) システムデザイン 省 略</p> <p>(5) 環境 VOC削減技術の確立といった環境課題は都市部において集中的に現れている。 安全で持続的発展可能な社会を構築するためには、中小企業の製造工程と製品の新技术にも環境対応型技術開発が必要であるため、環境浄化、環境評価、廃棄物の有効利用技術、欧州規制への対応、土壌・廃棄物中の有害物質の簡易分析法の開発に取り組む。</p> <p>(6) 少子高齢・福祉 省 略</p> <p>(7) バイオテクノロジー 省 略</p>

別紙 2

修 正 案	第4回試験研究分科会 (H18,2,15)
予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 変更なし	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 省 略

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

中期計画（案）

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

年度計画（案）

～ 目 次 ～

・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するために取るべき措置	1
1．新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援 の推進	1
（1）製品化支援	1
（2）産学公連携等の推進	2
（3）助成、融資及び表彰等に関する評価支援	3
（4）知的財産権の取得及び活用の促進	3
2．試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進	3
（1）依頼試験	3
（2）技術相談	4
（3）業界団体等への技術協力	4
3．東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施	5
（1）基盤研究	5
（2）共同研究	6
（3）外部資金導入研究・調査	6
（4）研究評価制度	6
4．研究成果の普及と技術移転の推進	7
（1）技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催	7
（2）職員の派遣	7
（3）各種広報媒体を活用した情報提供	7
（4）展示会等への参加	7
5．情報セキュリティ管理と情報公開	7
（1）情報セキュリティの管理	7
（2）情報公開	7
・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき 措置	8
1．組織体制及び運営	8
（1）機動性の高い組織体制の構築	8
（2）職員の能力開発	8
（3）職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入	8
（4）企画調整機能の強化	8
（5）業務改善に係る利用企業調査結果の反映	8
2．業務運営の効率化と経費節減	8
（1）業務の適切な見直し	8
（2）情報化の推進	9

～ 目 次 ～

・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するために取るべき措置	1
1．新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援 の推進	1
（1）製品化支援	1
（2）産学公連携等の推進	2
（3）助成、融資及び表彰等に関する評価支援	3
（4）知的財産権の取得及び活用の促進	3
2．試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進	3
（1）依頼試験	3
（2）技術相談	4
（3）業界団体等への技術協力	4
3．東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施	5
（1）基盤研究	5
（2）共同研究	6
（3）外部資金導入研究・調査	6
（4）研究評価制度	6
4．研究成果の普及と技術移転の推進	7
（1）技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催	7
（2）職員の派遣及び知的貢献	7
（3）各種広報媒体を活用した情報提供	7
（4）展示会等への参加	7
5．情報セキュリティ管理と情報公開	7
（1）情報セキュリティの管理	7
（2）情報公開	7
・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき 措置	8
1．組織体制及び運営	8
（1）機動性の高い組織体制の構築	8
（2）職員の能力開発	8
（3）職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入	8
（4）企画調整機能の強化	8
（5）業務改善に係る利用企業調査結果の反映	8
2．業務運営の効率化と経費節減	8
（1）業務の適切な見直し	8
（2）情報化の推進	9

(3) 業務運営全体での効率化	9
(4) 資産の適正な管理運用	9
(5) 剰余金の適切な活用	9
・ 予算（人件費の見積りを含む。）, 収支計画及び資金計画	9
・ 短期借入金の限度額	9
1 . 短期借入金の限度額	9
2 . 想定される理由	9
・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	9
・ 剰余金の使途	10
・ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	10
1 . 施設・設備の整備と活用	10
2 . 安全管理	10
(1) 安全衛生管理体制の整備	10
(2) 災害時に対する危機管理体制の整備	10
3 . 社会的責任	10
(1) 環境への配慮	10
(2) 法人倫理	10
(別紙 1) 重点分野における研究開発の方向性	11
(別紙 2) 予算（人件費の見積りを含む。）, 収支計画及び資金計画	13

(3) 業務運営全体での効率化	9
(4) 資産の適正な管理運用	9
(5) 剰余金の適切な活用	9
・ 予算（人件費の見積りを含む。）, 収支計画及び資金計画	9
・ 短期借入金の限度額	9
1 . 短期借入金の限度額	9
2 . 想定される理由	9
・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	9
・ 剰余金の使途	10
・ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	10
1 . 施設・設備の整備と活用	10
2 . 安全管理	10
(1) 安全衛生管理体制の整備	10
(2) 災害時に対する危機管理体制の整備	10
3 . 社会的責任	10
(1) 環境への配慮	10
(2) 法人倫理	10
(別紙) 予算	13

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条の規定に基づき、東京都知事から指示を受けた平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間に於ける地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。

.住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

産技研が、東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与するためには、中小企業のニーズ及び最新の技術動向等の把握に努め、これらに基づいた中小企業への技術支援を推進することが重要である。

このため、産技研は、これらのニーズ等に基づき、施設及び設備機器を整備し、最大限に有効活用するとともに、人材の採用・育成に努め、自らの技術力向上と支援体制の強化を図る。

これにより、新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援、試験及び技術相談等の技術協力、計画的な研究開発とその成果等の技術移転を実施し、東京の産業の活性化と競争力強化を支援する。

1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進

創業の活発化や中小企業の新規事業分野への進出拡大を促進することによって東京の産業の活性化に寄与するため、企業が抱える技術的・経営的課題の解決に資する支援を実施し、事業化を促進する。

また、事業化支援の機能を向上させるため、産技研は、自ら実施する技術支援策に加え、財団法人東京都中小企業振興公社や他の試験研究機関、大学や企業と連携した支援を実施する。

(1) 製品化支援

個々の製品や技術開発に関する支援に加え、企画から試作・評価、売り方までを視野に入れた総合的なシステムデザイン支援に必要な設備、機器及び体制を整備する。

また、財団法人東京都中小企業振興公社の経営支援部門等他の機関との連携も活用して、製品化や中小企業のブランド確立等を支援する。

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条の規定に基づき、東京都知事の認可を受けた平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間に於ける地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の中期計画を達成するための平成 18 年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

.住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進

(1) 製品化支援

技術面と経営面双方からの効果的かつ効率的な中小企業等への支援を実施するため、財団法人東京都中小企業振興公社と業務協定を結ぶ。

西が丘本部に、システムデザインを総合的に支援する拠点として「デザインセンター」を開設し、プロダクトデザインや試作を中心とした製品化支援及び中小企業のブランド確立等の支援を実施する。

システムデザインを総合的に支援する拠点として「デザインセンター」を開設し、プロダクトデザインや試作を中心とした製品化支援及び中小企業のブランド確立等の支援を実施する。

新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援のための「製品開発支援ラボ」を設置し、機器利用サービスの提供によるハード面の支援及び産技研職員のソフト面の支援等を実施する。製品開発支援ラボは中期目標期間終了時までには、試作、IT等を対象として3室を設置する。

なお、運営については、利用者の利便性を考慮した利用時間の設定を検討する。

また、共同研究の相手企業が利用する共同研究開発室2室を設け、迅速かつ実効性のある研究活動への支援を実施する。

自社内に十分な試験研究設備及び機器を持ってない中小企業のための機器利用サービスの提供については、需要の高い機器の整備や老朽化した機器の更新を計画的に実施し、平成22年度実績30,000件以上を目標とする。

「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネートや機器利用指導などの支援体制を整備する。

(2) 産学公連携等の推進

大学等との交流や学術団体・業界団体の活動に積極的に参画すること等により大学や企業等との連携強化に努め、研究開発や人事交流などの産学公連携を推進する。

技術開発・製品開発等の産学公連携の促進に当たっては、都内のみならず、広く大学等の技術シーズの収集に努めるとともに、都が委嘱した専門のコーディネーター等の活用も図る。

区市町村等との連携強化に努め、産学公連携に関する相談の拡大を図る。

都や他の試験研究機関、大学、企業との人材交流制度を構築し、相互交流により技術力の向上と人材の育成を図る。

特に、首都大学東京と産業技術大学院大学については、共同研究の促進や人事交流等の産学公連携の強化に努める。産業技術大学院大学のPBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング:問題設定解決型学習法)については、実施する場の提供と人的支援を行い、産業界の人材育成に協力する。

大学等の学生を一定期間受け入れ、専門技術の習得や職業意識の向上等に寄与する。

業種を超えて個々の企業が所有する技術やノウハウを相互に提供する

新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援施設として、試作、IT等の分野を対象とした「製品開発支援ラボ」を、3室設置する。

迅速かつ実効性のある研究活動への支援を目的として、共同研究の相手企業が利用する共同研究開発室2室を設ける。

「製品開発支援ラボ」及び「共同研究開発室」の利用時間は、利用者の研究開発スピードの向上を目的として、午前8時30分から午後8時までとする。

自社内に十分な試験研究設備等を持ってない中小企業のために機器利用サービスの提供を実施する。実施にあたっては、利用者の利便性向上とニーズへの対応のため、以下の取組を行う。

- ・ 機器の操作方法のアドバイスや、測定データの説明、課題解決のための技術相談を実施する。
- ・ 午後8時までの夜間利用を実施する。
- ・ 産技研利用企業に対するアンケート調査を活用して利用を希望する機器のニーズを把握し、機器整備及び更新を実施する。

「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用サービス」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネート及び機器利用指導等を実施する支援組織を新たに設置する。

(2) 産学公連携等の推進

職員及び都が委嘱した専門のコーディネーター等により、技術開発・製品開発等のための産学公連携を促進する。

インターネット等を活用し、都内のみならず、広く大学等の技術シーズの収集に努め、産学公連携に活用する。

区市町村との連携強化に努め、産学公連携に関する相談の拡大を図る。

都や他の試験研究機関、大学や企業との人材交流を可能とする規定類を整備する。

大学との連携強化を目的として、職員の派遣及び各種事業への協力、共同研究等を推進する。

産業技術大学院大学のPBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング:問題設定解決型学習法)については、実施する場の提供と人的支援を行い、産業界の人材育成に協力する。

大学等の学生を一定期間受け入れ、専門技術の習得や職業意識の向上等に寄与する。

業種を超えて個々が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流については30企業程度からなる交流会を1グループ立ち上げるとともに、既存グループの活動支援を実施し、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。

異業種交流については、30企業程度からなる交流会を毎年1グループ立ち上げ、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。

(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援

東京都や金融機関等が、企業等への助成、融資及び表彰などを実施する際に事前審査としてその企業の技術力等を評価する必要がある場合に、その審査・評価に積極的に協力し、研究開発の資金援助を求める企業への支援等に寄与する。

実施にあたっては公平かつ中立な技術審査に努めるとともに、効率的な審査実施のため、研究開発、技術情報の収集及び研修等により、職員の審査能力向上に努める。

(4) 知的財産権の取得及び活用の促進

研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、職員への動機付けを行うなどして、優れた特許の出願と確保に努めるとともに、使用許諾を促進する。

なお、知的財産権の取得、活用及び普及に関して、東京都知的財産総合センター等他機関との連携を強化する。

中期目標期間中の特許出願総数は、65件を目標とする。

2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進

中小企業等において、試験研究のための機器の整備や新技術を活用した製品開発等を自らの力で実施するには、技術的・資金的な課題が多い。

そこで、産技研は、研究開発等で培った専門的知識と、中小企業ニーズ等に基づいて計画的に整備・更新する試験研究設備及び機器を活用した各種試験や技術相談を実施し、製品の品質・性能の評価や証明、事故原因究明、法規制対応等の技術的課題解決のための技術協力を推進する。

(1) 依頼試験

製品等の品質・性能の評価や証明、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。依頼試験では、以下の取り組みにより、信頼性の高いデータの迅速な提供及び利用者の利便性向上を図る。

国際的に通用する証明書の発行が可能な、計量法校正事業者登録制度(JCSS)への登録を行い、依頼試験事業の信頼性向上を図るとともに、中小企業の海外取引支援に活用する。

使用料・手数料の納入方法の多様化や依頼手続きの簡素化を実施し、利用者の利便性向上を図る。

JIS等に規定が無い、個別の試験の要望に柔軟に応えるため、オーダーメイド試験を新たに実施する。

(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援

東京都や金融機関、団体、区市町村等が実施する、企業等への助成・融資及び表彰において、審査・評価に積極的に協力し、研究開発の資金援助を求める企業への支援等に寄与する。

この審査・評価の公平かつ中立な実施と、精度の維持向上を図るため、技術情報の収集及び外部研修等を通じて職員の審査能力向上を図る。

(4) 知的財産権の取得及び活用の促進

研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、優れた特許の出願と確保に努めるとともに、使用許諾を促進する。

2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進

(1) 依頼試験

製品等の品質・性能の評価や、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。

国際的に通用する証明書の発行が可能な、計量法校正事業者登録制度(JCSS)への登録を行い、依頼試験事業の信頼性向上を図るとともに、中小企業の海外取引支援に活用する。

利用者の利便性向上のための取組を実施する。

・ 料金支払の利便性向上を目的として、コンビニエンスストアでの支払い受付を実施する。

・ 新たな業務システムを活用し、依頼手続きの簡素化を実施する。

・ JIS等に規定が無い、個別の試験の要望に柔軟に応えるためのオーダーメ

試験・分析機器の校正管理及び依頼試験に関するデータを管理する組織を新たに設置し、機器精度の確保と品質保証体制の確立を図る。

中小企業のニーズ等に基づき、試験研究設備及び機器を計画的に導入・更新する。

これにより、新たな試験項目の実施や試験精度の向上を図る。

依頼試験は平成 22 年度実績 85,000 件以上を目標とする。

(2) 技術相談

中小企業に対し、職員の専門的な知識を活用した技術相談を実施し、製品開発支援や技術的課題の解決を図る。生産現場での支援が必要な場合は、職員を現地に派遣する。

なお、産技研の保有していない技術については、専門知識を有する外部専門家を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。

また、ITを活用した遠隔相談の実施を検討する。

技術相談は平成 22 年度実績 70,000 件以上を目標とする。

(3) 業界団体等への技術協力

業界団体等との業種別交流会を通じて、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。

また、中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る。

更に、これらを通じて把握した業界や中小企業のニーズを迅速に事業に反映させる仕組みを整備する。

ード試験を新たに実施する。

試験・分析機器の校正管理等を行う組織を新たに設置し、品質保証体制を確立する。

中小企業ニーズ及び最新の技術動向等に基づき、試験・研究設備及び機器の導入・更新を実施する。

(2) 技術相談

中小企業等に対し、職員の専門的な知識に基づく技術相談を実施し、製品開発支援や技術課題の解決を図る。

担当別の技術内容を網羅した手引きを作成し、相談に対応できる部署への迅速かつ的確な誘導を行う。

技術相談時のセキュリティ向上を目的とした相談ルームを設置する。

生産現場での支援が必要な場合は、職員を現地に派遣する。(実地技術支援)

産技研の保有していない技術については、専門知識を有する外部専門家(エンジニアリングアドバイザー)を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。

(3) 業界団体等への技術協力

業種別交流会を開催し、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。

中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る。

3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施

経済のグローバル化の中においても東京の産業が発展・成長していくためには、中小企業の生産活動の基本となるものづくりの基盤技術分野と、今後の成長が見込まれる技術分野の技術力強化が重要である。

このため、産技研は、中小企業支援に係る国や東京都の施策及び中小企業のニーズや最新の技術動向等の把握により、今後の発展・成長が期待でき、中小企業が強化を図る必要がある技術分野を選定し、重点技術分野として定める。

なお、中期計画期間当初においては、ナノテクノロジー、IT、エレクトロニクス、システムデザイン、環境、少子高齢・福祉、バイオテクノロジーの7分野を重点技術分野とする。

産技研は、基盤技術分野とこの重点技術分野について研究開発を計画的に実施し、その成果を産技研の技術力向上と中小企業の技術力・競争力強化のための支援に活用する。

また、緊急の課題に対する研究テーマの設定についても柔軟に対応していく。

中期目標期間における研究開発の取組の方向性を別紙1に示す。

(1) 基盤研究

中小企業のニーズ等に迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため、試験技術及び評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一歩先の技術の提供、職員の技術レベルの向上などに資する研究を、基盤研究として実施する。

この基盤研究の成果の蓄積は、新技術やその実用化技術の開発など、全ての研究・支援事業の礎となるものであるため、継続的に基盤研究を実施していく。

基盤研究は以下のような視点からテーマを設定し、研究を実施する。

重点技術分野への対応。

都の行政課題への対応。

技術相談、依頼試験等で把握した中小企業のニーズに立脚した技術的課題の解決。

産技研を特徴付ける技術シーズの維持・強化と育成。

緊急課題への対応。

産技研の技術支援を支える開発能力向上・職員の育成など。

3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施

(1) 基盤研究

試験技術や評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一歩先の技術の提供、職員の技術レベルの向上など、産技研を利用する中小企業のニーズへ迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため基盤研究を実施する。重点7分野に該当する研究テーマ数は、29テーマとする。

基盤研究：42テーマ（平成18年4月1日現在）

ナノテクノロジー分野 5テーマ

IT分野 3テーマ

エレクトロニクス分野 2テーマ

システムデザイン分野 4テーマ

環境分野 8テーマ

少子高齢・福祉分野 3テーマ

バイオテクノロジー分野 4テーマ

ものづくりの基盤技術分野 13テーマ

(2) 共同研究

企業や業界団体、大学、他の試験研究機関等と協力し、それぞれが持つ技術とノウハウを融合して、応用研究や一步進んだ技術の実用化・製品化に向けた実用研究を推進することにより、効果的かつ効率的な研究成果の実現を図る。

研究テーマは年度当初の設定を基本とするが、緊急の要請に対応するために年度途中のテーマ設定も可能とする。

(3) 外部資金導入研究・調査

資金を提供する団体の設定要件や開発支援を求める中小企業等のニーズに応じて、外部資金を活用した研究・調査等を積極的に実施し、課題解決を図る。

なお、以下の取り組みにより平成22年度における外部資金獲得目標額を1億円とする。

提案公募型研究

産技研の基盤研究成果の発展及び外部技術との融合により大きな成果を導き出すことを目的として、提案公募型研究に積極的に応募していく。

- ・ 技術開発の要素が大きい経済産業省の提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指す。
- ・ 文部科学省の指定機関となるための条件を整備し、科学研究費補助金等の獲得を目指す。
- ・ 未利用外部資金の調査を行い、提案可能なものを抽出して積極的な提案を実施する。

受託研究・調査等

企業、その他外部機関からの委託等に基づき委託者の経費負担によって産技研が研究・調査等を実施し、委託者の求める成果の実現を図る。

(4) 研究評価制度

研究テーマの採択や研究結果の評価等については、産技研内部委員による評価や、学識経験者及び産業界有識者等の外部委員による評価を迅速かつ効率的に行う。

この評価結果は、その後の研究テーマの設定や事業運営等に反映させ、産業界や都民のニーズに基づく効果的かつ効率的な研究事業実施のために活用する。

(2) 共同研究

企業、業界団体、大学、試験研究機関等が協力し、それぞれが持つ技術を融合して、応用研究や一步進んだ技術の実用化・製品化に向けた実用研究を推進することにより、効果的かつ効率的な研究成果の実現を図る。

平成18年度は、年度当初に予算枠の2/3程度の研究テーマを、年度途中に残りの1/3に相当する研究テーマを公募により設定し、研究を実施する。

また、大学等との共同研究については、随時実施していく。

(3) 外部資金導入研究・調査

資金を提供する団体の設定要件や開発支援を求める中小企業等のニーズに応じて、外部資金を活用した研究・調査等を積極的に実施し、課題解決を図る。

提案公募型研究

- ・ 技術開発の要素が大きい経済産業省の提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指す。
- ・ 科学研究費補助金等の獲得を目指し、文部科学省の指定機関への申請計画を定め、必要な条件の整備に努める。
- ・ 未利用外部資金の調査を行い、提案可能なものを抽出して積極的な提案を実施する。

受託研究・調査等

企業、その他外部機関からの委託等に基づき委託者の経費負担によって産技研が研究・調査等を実施し、委託者の求める成果の実現を図る。

(4) 研究評価制度

研究テーマの採択や研究結果の評価等については、産技研内部委員による評価や、学識経験者及び産業界有識者等の外部委員による評価を迅速かつ効率的に行う。

研究評価は、事前評価・事後評価の2回の実施を基本とする。

評価結果は、ホームページにより外部に公表するとともに、その後の研究テーマの設定や事業運営に反映させ、産業界や都民のニーズに基づく効果的かつ効率的な研究事業実施に活用する。

4 . 研究成果の普及と技術移転の推進

研究の成果や学術団体・業界団体の活動への参画などを通じて得た技術的知見は、あらゆる機会を通じて普及し、活用されることが必要である。

そこで、技術セミナーや講習会の開催、各種広報媒体を活用した広報及び展示会等のイベントへの積極的な参加を通じて産技研の技術的知見の普及に努め、技術移転を推進することにより、中小企業の技術力や製品競争力の向上を支援する。

(1) 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催

中小企業の技術力向上や技術者の育成、並びに産業の活性化を図るため、新技術や産業動向に係る技術セミナーや講習会を開催する。

なお、企業や業界団体等の個別ニーズに対応するためオーダーメイドセミナーを新たに実施する。

また、技術成果の普及や産技研の利用拡大等を目的とした展示会や研究発表会を開催するなど、積極的な普及活動を実施する。

(2) 職員の派遣

高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。

なお、職員の派遣については、広範かつ弾力的に実施する。

(3) 各種広報媒体を活用した情報提供

中小企業における生産活動や製品開発等に資することを目的として、産技研の事業や研究成果及び所有機器、新たな法規制等の情報を積極的に提供する。

情報提供は、メールやホームページ、刊行物を活用して最新情報の速やかな提供に努める。

(4) 展示会等への参加

産業交流展等、都や区市町村等が開催する展示会等に積極的に参加し、産技研保有技術の広報や成果の普及を実施する。

5 . 情報セキュリティ管理と情報公開

(1) 情報セキュリティの管理

情報管理体制を整備し、セキュリティポリシーを策定するとともに、情報システムのセキュリティ対策や帳票類の適切な管理等の実施により個人情報等の保護に努める。

また、職員の職務上知り得た秘密の守秘義務を徹底するため、規定を整備するとともに職員研修の充実を図る。

(2) 情報公開

産技研の事業内容とその運営状況に関する情報開示については、規則に基づき迅速かつ適正に対応し、説明責任を全うする。

4 . 研究成果の普及と技術移転の推進

(1) 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催

中小企業の技術力向上や技術者の育成、並びに産業の活性化を図るため、新技術や産業動向に係る技術セミナー及び講習会を開催する。

企業や業界団体等の個別ニーズに対応するためオーダーメイドセミナーを新たに実施する。

研究及び調査等の成果の普及を図るため、研究発表会を開催する。

産業技術の普及と産技研の事業に対する理解を得ることを目的として、本部及び全ての支所で施設公開を実施する。

業界団体及び企業、都民等からの要望に応じて施設見学を随時実施し、産技研の保有する技術や事業の広報に努める。

研究の成果を中小企業や都民に普及するための展示会を実施する。

(2) 職員の派遣及び知的貢献

高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。

(3) 各種広報媒体を活用した情報提供

インターネットや各種広報媒体を通じ、産技研の事業や研究成果及び所有機器、新たな法規制等の技術情報を積極的に提供する。

(4) 展示会等への参加

産業交流展等、都や区市町村等が開催する展示会等へ積極的に参加し、産技研の保有する技術や成果の普及を実施する。

5 . 情報セキュリティ管理と情報公開

(1) 情報セキュリティの管理

情報管理体制を整備し、セキュリティポリシーを策定するとともに、情報システムのセキュリティ対策や適切な帳票類の管理等の実施により個人情報等の保護に努める。

また、職員の職務上知り得た秘密の守秘義務を徹底するため、規定を整備するとともに職員研修を実施する。

(2) 情報公開

産技研の事業内容とその運営状況に関する情報開示については、規則に基づき迅速かつ適正に対応し、説明責任を全うする。

・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1．組織体制及び運営

(1) 機動性の高い組織体制の構築

多様な技術ニーズや、緊急の技術的課題に迅速に対応するため、状況に応じて組織体制を柔軟に再編するなど、組織の機動性を高め、各事業の効率的な執行を確保する。

(2) 職員の能力開発

依頼試験や技術相談等、中小企業支援の実施に必要な基盤技術及び先端技術並びに法規制等の知識を向上させるため、研究・研修等を通じた職員の能力開発に努めるとともに、産技研の機能向上や技術動向等を踏まえた長期的視点からの人材育成も行っていく。

(3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入

客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築し、適切な評価を行う。
あわせて、能力・業績主義に基づく任用・給与制度を導入し、業績評価結果を処遇や人員配置に適切に反映する。

業績評価の実施にあたっては、職員の意欲の向上、業務遂行能力の向上を十分に実現できるように配慮する。

(4) 企画調整機能の強化

地方独立行政法人の自主的な経営判断に基づく事業運営を実施するため、経営企画部門を設置して、企画調整機能の強化を図る。これにより、東京都地方独立行政法人評価委員会の評価・意見などを迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。

(5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映

産技研の利用に関する企業調査を毎年実施し、その結果を踏まえた事業運営や支援方法の見直しを実施する。

2．業務運営の効率化と経費節減

(1) 業務の適切な見直し

意思決定の迅速化、事務手続きの簡素化、重複業務の見直し等を目的として業務内容と運営方法を随時見直し、管理的経費の削減に努める。

定型的な業務については、コスト比較やノウハウ蓄積の必要性等の観点からアウトソーシングの可能性を検討し、可能な業務については積極的に実施する。

また、外部の専門家等の活用により、低コストで高いサービスが得られる業務についてもアウトソーシングの可能性を検討する。

・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1．組織体制及び運営

(1) 機動性の高い組織体制の構築

事業動向等を踏まえた組織体制の見直しを実施し、各事業の効率的な執行体制を確保する。

既存組織体制にとらわれず、適時プロジェクトチームを設置するなど、ニーズに柔軟に対応する。

(2) 職員の能力開発

基盤技術・先端技術に関する技術力の向上並びに法規制等の知識の向上を目的として研究・研修等を通じた職員の能力開発を実施する。

(3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入

客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築し、適切に評価を実施する。
あわせて、能力・業績主義に基づく任用・給与制度を導入し、業績評価結果を処遇や人員配置に適切に反映する。

業績評価の実施にあたっては、職員の意欲の向上、業務遂行能力の向上を十分に実現できるように配慮する。

(4) 企画調整機能の強化

地方独立行政法人の自主的な経営判断に基づく事業運営を実施するための企画調整機能強化として、「経営企画本部」を設置する。

「経営企画本部」においては、東京都地方独立行政法人評価委員会の評価・意見などを迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。

(5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映

産技研利用に関する企業調査を実施し、その結果を踏まえた事業運営や支援方法の見直しを実施する。

2．業務運営の効率化と経費節減

(1) 業務の適切な見直し

意思決定の迅速化、事務手続きの簡素化、重複業務の見直し等を目的として業務内容と運営方法の見直しを随時行う。

定型的な業務については、コスト比較やノウハウ蓄積の必要性等の観点からアウトソーシングの可能性を検討し、可能な業務については積極的に実施する。

外部の専門家等の活用により、低コストで高いサービスが得られる業務についてもアウトソーシングの可能性を検討し、可能なものについては導入を進める。

業務内容を精査した上で、可能なものについて委託業務契約の複数年化等により、経費の節減を図る。

(2) 情報化の推進

業務運営、財務会計、人事・給与、庶務等に関する新たな情報システムを構築して本部及び各支所をオンラインで結び、庁舎間、部署間における情報の共有化、ペーパーレス化を進め、業務を効率化する。

(3) 業務運営全体での効率化

標準運営費交付金(プロジェクト的経費を除く。)を充当して行う業務については、毎年度平均で前年度比1.0%の財政運営の効率化を図る。

(4) 資産の適正な管理運用

安定的な資金の運用・管理を行うため、「資金管理基準」を作成する。資金運用・資金管理の実施にあたっては、安全性、安定性等を考慮して適正に行う。

また、施設・設備等については、良好に維持管理するため、東京都から施設費補助金等の財源を適切に確保し、計画的な改修を行う。

(5) 剰余金の適切な活用

提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、剰余金を活用した仕組みの導入を検討する。

・ 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画
別紙2

・ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

15億円。

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画なし。

業務内容を精査した上で、可能なものについて委託業務契約の複数年化等により、経費の節減を図る。

(2) 情報化の推進

業務運営、財務会計、人事、給与、庶務等に関する新たな情報システムを構築して本部及び各支所をオンラインで結び、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、業務を効率化する。

(3) 業務運営全体での効率化

標準運営費交付金(プロジェクト的経費を除く。)を充当して行う業務については、前年度比1.0パーセントの財政運営の効率化を目指す。

(4) 資産の適正な管理運用

安定的な資金運用・資金管理を行うため、「資金管理基準」を作成する。資金運用・資金管理の実施にあたっては、安全性、安定性等を考慮して適正に行う。

建物や施設・設備等については、良好に維持管理するため、東京都から施設費補助金等の財源を適切に確保し、計画的な改修を行う。

(5) 剰余金の適切な活用

提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、剰余金を活用した仕組みの導入を検討する。

・ 予算
別紙

・ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

15億円。

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画なし。

・ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の質の向上と組織運営及び施設・設備の改善に充てる。

・ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 . 施設・設備の整備と活用

業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。実施に当たっては、東京都からの施設費補助金等の財源を適切に確保し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を行うものとする。

なお、本中期目標期間中に東京都が着手する産技研施設の統合及び再整備と多摩地域の支援施設整備に、積極的に協力し、整備事業を効率的に推進していく。

2 . 安全管理

(1) 安全衛生管理体制の整備

職員が良好で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。

産技研全体の安全衛生管理体制を整備し、職員に安全教育を実施する。

放射線等の安全管理のため、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、毒劇物等の保管状況の点検などの取り組みを適切に行う。

(2) 災害等に対する危機管理体制の整備

大規模災害に備え、産技研内部の危機管理体制を整備するとともに、関連機関との連携体制を整備する。

3 . 社会的責任

(1) 環境への配慮

業務の運営に際しては、環境に配慮した運営に努める。

機器や設備、物品の購入や更新に際しては、省エネやリサイクルに配慮する。

廃棄物については、法令等に従い、適切に処理するとともに、減量化に努める。

(2) 法人倫理

職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないよう、規定を整備するとともに、職員に対する研修を実施する。

・ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の質の向上と組織運営及び施設・設備の改善に充てる。

・ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 . 施設・設備の整備と活用

今後の施設整備の計画を勘案し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた施設・設備の整備・更新を行うものとする。実施に当たっては、東京都からの施設費補助金等の財源を適切に確保し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を行うものとする。

なお、東京都が着手する産技研施設の統合及び再整備と多摩地域の支援施設整備を積極的に協力し、整備事業を効率的に推進していく。

2 . 安全管理

(1) 安全衛生管理体制の整備

職員が良好で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。

産技研全体の安全衛生管理体制を整備し、職員へ安全教育を実施する。

放射線等の安全管理のため、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、毒劇物等の保管状況の点検などの取り組みを適切に行う。

(2) 災害等に対する危機管理体制の整備

大規模災害に備え、産技研内部の危機管理体制を整備する。

3 . 社会的責任

(1) 環境への配慮

業務の運営に際しては、環境へ配慮した運営に努める。

機器や設備、物品の購入や更新に際しては、省エネやリサイクルに配慮する。

廃棄物については、法令等に従い、適切に処理するとともに、減量化に努める。

(2) 法人倫理

職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないよう、規定を整備するとともに、職員に対する研修を実施する。

重点分野における研究開発の方向性

東京は全国でも有数の工業集積地であるが、近年の経営環境の厳しさから、特に製造業者の多くは自らの事業分野について新たな展望を模索している。

その一方で、独自のコア技術を持つ中小企業は、活力ある経営を維持している。国は、科学技術基本計画の第2期(平成13年3月)および第3期(平成18年3月)で、産業経済の活性化と持続的な経済発展を目指して、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野を重点分野として設け、積極的な投資・研究開発を推進している。また、平成16年から始まった経済産業省の新産業創造戦略では、燃料電池、情報家電、ロボット、健康・福祉・機器・サービスなどの7分野を重点領域として定めた。

こうした国の方針を踏まえ、都においても、東京都産業科学技術振興指針が策定され、「広い領域に応用でき、かつ波及効果の高い産業科学技術に焦点を当てて取り組むことが重要である」との認識が示されている。産技研で定めた以下に示す7つの重点技術分野は、こうした経緯と背景を踏まえたものである。これらの技術への取り組みは、多くの中小企業に製造技術の新たな領域を広げ、高付加価値製品開発を促すとともに、新たなビジネスチャンスを生み出し、将来の経済成長の原動力となることが期待されるものである。以下に個々の重点分野についての取り組みの方向性を示す。

(1) ナノテクノロジー

ナノテクノロジー技術は、材料、エネルギー機器、情報機器及び環境関連機器等を構成する部材製造に不可欠な技術となりつつある。

そこで、超微細加工、超精密仕上げ加工などのナノテクノロジー技術による加工技術とともに薄膜材料の高機能化、ナノ構造材料の製造法などについての研究開発、及びナノレベルの計測技術や分析技術の確立に取り組む。

(2) IT

製品開発において、情報、通信技術は必須のものとなりつつある。ものづくりの現場での情報の活用やユビキタス社会到来に向けた情報通信技術の開発と活用は、特に、これからの中小企業には必要である。また、効果的なものづくり、売れる製品づくりのためには、情報流と物流の融合技術も欠かせない。

これらに応えるため、ネットワーク利用技術の推進を図り、RFID¹⁾技術、ICタグ応用技術の開発に取り組む。

1) R F I D : Radio Frequency Identification (微小な無線チップ)

(3) エレクトロニクス

部品レベルの製品にも基板搭載が進み、今やあらゆる製品に半導体素子と機器を制御するハード・ソフト融合技術が必要になってきている。

そこで、FPGA²⁾や高周波処理技術、電波技術、MEMS³⁾、 μ -TAS⁴⁾技術を活用した製品開発、及び組込ソフト技術に取り組む。

2) F P G A : Field Programmable Gate Array (プログラミングができる IC)

3) M E M S : Micro Electro Mechanical Systems (いわゆるマイクロマシン)

4) μ - T A S : Micro-Total Analysis System (一つのチップ上で生化学分析を行うデバイス)

(4) システムデザイン

ものづくり産業が世界的になり、国際分業と国際協業が進む中で、中小企業が蓄積している従来のものづくりの技術だけでは売れる商品を生み出すことが困難になっている。

そこで、売れる商品づくりを目指した総合的なシステムデザインについて強化を図る。また、デザインセンターを設置し、製品・技術の持つ性能や機能を工業的な最適設計や機能美で的確に魅力的に表現する手法開発やデザインマネジメントについての開発に取り組む。

(5) 環境

VOC 削減技術の確立といった環境課題は都市部において集中的に現れている。

安全で持続的発展可能な社会を構築するためには、中小企業の製造工程と製品の新技术にも環境対応型技術開発が必要であるため、環境浄化、環境評価、廃棄物の有効利用技術、環境負荷低減技術、欧州規制への対応、土壌・廃棄物中の有害物質の簡易分析法の開発に取り組む。

(6) 少子高齢・福祉

高齢社会の到来を迎え、高齢社会産業の市場規模の拡大が進んでいる。中でも高齢者対応の福祉機器のニーズは高まっている。先端技術を駆使し、ヒューマンインターフェースに優れ、また、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉機器の開発、医療機器の電気的安全性指導に立脚した信頼性の高い医療機器開発等に取り組む。

(7) バイオテクノロジー

東京都の新産業創出の一つとして、バイオテクノロジー・ライフサイエンス分野における研究開発の強化を図るため、都内の優れた技術力や加工力を活かし、バイオテクノロジーの基盤技術である分析・解析機器や医療機器、生体材料等のバイオツールの開発を推進する。特にバイオ分析チップ、バイオセンサなどを中心とした技術開発に取り組む。

(別紙2)

予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成18年度～平成22年度 予算
(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	25,116
施設整備費補助金	197
自己収入	3,294
事業収入	1,688
補助金収入	62
外部資金研究費等	425
その他収入	1,119
計	28,607
支出	
業務費	21,975
試験研究経費	6,058
外部資金研究経費等	425
役職員人件費	15,492
一般管理費	6,632
計	28,607

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額、13,343百万円支出する。(退職手当は除く)

金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

(別紙)

予算

1. 予算

平成18年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,166
施設整備費補助金	37
自己収入	640
事業収入	334
補助金収入	12
外部資金研究費等	70
その他収入	224
計	5,843
支出	
業務費	4,511
試験研究経費	1,220
外部資金研究経費等	70
役職員人件費	3,221
一般管理費	1,332
計	5,843

金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2 . 収支計画

平成 18 年度 ~ 平成 22 年度 収支計画
(単位 : 百万円)

区 分	金 額
費用の部	28,287
經常費用	28,287
業務費	20,570
試験研究経費	4,653
外部資金研究経費等	425
役職員人件費	15,492
一般管理費	6,632
減価償却費	1,085
収入の部	28,287
經常収益	28,287
運営費交付金収益	23,773
事業収益	1,688
外部資金研究費等収益	425
補助金等収益	197
その他収益	1,119
資産見返運営費交付金等戻入	671
資産見返物品受贈額戻入	383
資産見返補助金等戻入	31
純利益	0
総利益	0

金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2 . 収支計画

平成 18 年度 収支計画

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,706
經常費用	5,706
業務費	4,231
試験研究経費	940
外部資金研究経費等	70
役職員人件費	3,221
一般管理費	1,332
減価償却費	143
収入の部	5,706
經常収益	5,706
運営費交付金収益	4,897
事業収益	334
外部資金研究費等収益	70
補助金等収益	38
その他収益	224
資産見返運営費交付金等戻入	27
資産見返物品受贈額戻入	115
資産見返補助金等戻入	1
純利益	0
総利益	0

金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3 . 資金計画

平成 18 年度 ~ 平成 22 年度 資金計画
(単位 : 百万円)

区 分	金 額
資金支出	28,607
業務活動による支出	27,202
投資活動による支出	1,405
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	28,607
業務活動による収入	28,607
運営費交付金による収入	25,116
事業収入	1,688
外部資金研究費等による収入	425
補助金等による収入	259
その他の収入	1,119
前期中期目標期間よりの繰越金	0

金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3 . 資金計画

平成 18 年度 資金計画

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,844
業務活動による支出	5,563
投資活動による支出	281
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	5,844
業務活動による収入	5,844
運営費交付金による収入	5,166
事業収入	334
外部資金研究費等による収入	70
補助金等による収入	50
その他の収入	224
前期中期目標期間よりの繰越金	0

金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。